

# 秋田県・市町村協働政策会議総会次第

日時 平成28年11月21日（月）

午後2時～午後3時20分

場所 秋田キャッスルホテル 4階 放光の間

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

### (1) 市町村提案について

- ① 罹災証明書の交付に伴う被害調査等実施体制の整備に係る協働について

(町村会)

【資料1】

### (2) 県提案について

- ① 国民健康保険制度改革に係る準備事業の今後の協議方針等について【資料2】

### (3) 県からの説明・報告事項について

- ① 秋田県内就職者向け奨学金返還助成について

【資料3】

- ② 「NHK連続テレビドラマ」秋田県誘致推進協議会（仮称）の設立について

【資料4】

- ③ 県民総参加によるねんりんピック秋田2017の開催について

【資料5】

- ④ 平成30年産以降の米生産に係る取組について

【資料6】

- ⑤ 台風10号等を踏まえた緊急的な対応について

【資料7】

- ⑥ 木造住宅の耐震化促進について

【資料8】

- ⑦ 県警察の重点取組事項に関する協力依頼について

【資料9】

### (4) 前回の協働政策会議のフォローアップについて

【資料10】

### (5) その他

## 4 閉 会

# 秋田県・市町村協働政策会議総会出席者名簿

## 市町村

No.	役 職 名	氏 名
1	秋田市長	穂 積 志
2	能代市長	齊 籐 滋 宣
3	横手市長	高 橋 大
4	大館市長	福 原 淳 嗣
5	男鹿市長	渡 部 幸 男
6	湯沢市長	齊 籐 光 喜
7	鹿角市長	児 玉 一
8	由利本荘市長	長谷部 誠
9	潟上市長	石 川 光 男
10	大仙市長	栗 林 次 美
11	北秋田市長	津 谷 永 光
12	にかほ市長	横 山 忠 長
13	仙北市長	門 脇 光 浩
14	小坂町長	細 越 満
15	上小阿仁村長	小 林 悦 次
16	藤里町長	佐々木 文 明
17	三種町長	三 浦 正 隆
18	八峰町長	加 藤 和 夫
19	五城目町長	渡 邊 彦 兵衛
20	八郎潟町長	畠 山 菊 夫
21	井川町長	齋 藤 多 聞
22	大潟村副村長	工 藤 敏 行
23	美郷町長	松 田 知 己
24	羽後町長	安 藤 豊
25	東成瀬村長	佐々木 哲 男

## 関係団体

No.	役 職 名	氏 名
1	秋田県市長会事務局長	工 藤 喜根男
2	秋田県市長会事務局課長	遠 藤 孝 志
3	秋田県市長会事務局参事	丸 谷 弘
4	秋田県町村会事務局長	水 谷 津
5	秋田県町村会事務局業務課長	遠 藤 正 人
6	秋田県町村会事務局業務課主査	高 橋 敏 昭
7	鹿角広域行政組合事務局長	渋 谷 伸 輔
8	能代山本広域市町村圏組合事務局長	吉 田 昌 純
9	秋田周辺広域市町村圏協議会事務局副参事	佐 藤 伸
10	本荘由利広域市町村圏組合事務局長	佐 藤 実
11	大曲仙北広域市町村圏組合副管理者	元 吉 峯 夫
12	湯沢雄勝広域市町村圏組合事務局長	藤 田 勝 志

秋田県

No.	役 職 名	氏 名
1	知事	佐 竹 敬 久
2	副知事	堀 井 啓 一
3	副知事	中 島 英 史
4	警察本部長	扇 澤 昭 宏
5	総務部長	天 利 和 紀
6	総務部危機管理監(兼)広報監	佐々木 司
7	企画振興部長	栗 津 尚 悦
8	企画振興部地方創生監	島 崎 正 実
9	観光文化スポーツ部理事	前 川 浩
10	観光文化スポーツ部長	草 薨 作 博
11	健康福祉部長	田 中 央 吾
12	生活環境部長	田 中 昌 子
13	農林水産部長	佐 藤 博
14	産業労働部長	岩 澤 道 隆
15	建設部長	前 佛 和 秀
16	会計管理者(兼)出納局長	金 田 早 苗
17	教育次長	佐 藤 雅 彦
18	鹿角地域振興局長	吉 尾 成 一
19	北秋田地域振興局長	水 澤 聡
20	山本地域振興局長	倉 部 明 彦
21	秋田地域振興局長	奈 良 博
22	由利地域振興局長	佐々木 則 夫
23	仙北地域振興局長	出 雲 隆 志
24	平鹿地域振興局長	木 村 雅 彦
25	雄勝地域振興局長	三 浦 泰 茂
26	企画振興部次長	妹 尾 明
27	企画振興部次長(兼)研究統括監	高 橋 修
28	市町村課長	奈 良 聡



## 秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

団体名 秋田県町村会

項 目 名	罹災証明書の交付に伴う被害調査等実施体制の整備に係る協働について
提 案 要 旨	<p>災害時における被災者を支援するために必要となる、罹災証明書を迅速に交付するため、被害調査職員を育成する合同ワーキングや研修会を開催するとともに、甚大又は広範にわたる災害時には、被害調査職員の派遣、被害調査や認定業務の実施体制の整備等について、県と市町村が協働で取り組む。</p>
理 由 (背景等)	<p>東日本大震災又は熊本地震の際は、市町村の被害調査職員の不足、被害調査や認定業務の実施体制が十分でなかったため、罹災証明書の交付に長期間を要し、被災者の生活再建に遅延が生じた事例があった。</p> <p>そのため、各自治体では被害調査職員を育成して、災害時に被災者を支援するために必要な罹災証明書を遅滞なく交付するために、被害調査や認定業務を迅速に実施する体制が求められている。</p> <p>現在、各自治体では、被害調査職員の育成は急務となっていますが、特に、被害調査のスキル（知識・技能）を有する職員の少ない小規模自治体が、独自に育成することは難しいことから、県と市町村が連携して被害調査職員を育成する合同ワーキングや研修会の開催が必要である。</p> <p>また、甚大又は広範にわたる災害時には、被災市町村において被害調査職員のマンパワーの不足する事態に備え、県と市町村が相互に被害調査職員の派遣、被害調査や認定業務を連携して実施できる体制の整備についても必要である。</p>

## 秋田県・市町村協働政策会議の提案事項について

部局名 健康福祉部

項 目 名	国民健康保険制度改革に係る準備事業の今後の協議方針等について
提 案 要 旨	<p>国保の制度移行に向けて、現在県が策定中の「国保運営方針（案）」の進捗状況を説明するとともに、事業費納付金の算定方法や激変緩和措置の議論が本格化することから、今後の市町村との協議方針等について提案するものである。</p>
理 由 (背景等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、県は平成30年度から国保財政運営の責任主体となることから、「国保運営方針」にて財政運営の基本的な考え方や事業費納付金の算定方法などを定める。</li> <li>・当該方針案の策定に向けて、これまで県では、月1回のペースで市町村との協議を重ね、標準税率や事業費納付金の算定方法（国保運営方針第2章）以外については、概ね市町村と意見の一致を見たところである。 （参考資料：「国保運営方針（案）項目一覧表」参照）</li> <li>・先般、厚生労働省から「事業費納付金試算システム（簡易版）」が配布されたことから、厚生労働省が示したガイドラインに沿って、医療費水準や所得水準を考慮した算出方法により事業費納付金等の試算を行い、現在、試算結果の検証・精査を行っている。</li> <li>・県としてはこれを踏まえ、試算結果を提示するとともに、制度改正に伴う急激な負担増を緩和するための「激変緩和措置」と併せて、県の具体的な考え方を説明しながら、今後市町村と協議していきたいと考えている。</li> <li>・市町村との協議にあたっては丁寧な説明に努め、情報を共有するとともに十分な共通認識の形成を図りながら協議を進めていきたいと考えている。</li> <li>・今後の主なスケジュール（予定）は次のとおり。 （平成28年度） 11月下旬 試算及び「激変緩和措置（案）」の提示 12～2月 県市町村での協議・調整 3月末 「国保運営方針（案）」最終案の合意 （平成29年度） 5月 国保運営協議会での審議 6月～ 国保法に基づく市町村への意見聴取、パブコメの実施 上記、審議・意見聴取・調整を踏まえ、 10月 「国保運営方針」の決定</li> </ul>

## 秋田県国保運営方針（案）項目一覧表

### 第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

被保険者数の状況、財政状況及び医療費の動向と将来の見通し  
財政収支の改善に係る基本的な考え方、赤字解消・削減の取組 など

### 第2章 市町村における保険税の標準的な算定方法に関する事項

国民健康保険事業費納付金の算定方法、都道府県標準保険税率  
市町村標準保険税率、激変緩和措置、標準保険税率の公表 など

### 第3章 市町村における保険税の徴収の適正な実施に関する事項

市町村における収納率目標の設定、収納率向上対策の推進  
収納対策の強化 など

### 第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

県による保険給付等の点検、不正利得の回収、療養費の支給の適正化  
レセプトの審査及び点検の充実、第三者行為求償事務の取組強化 など

### 第5章 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項

医療費の適正化に向けた取組、秋田県医療費適正化計画との連携 など

### 第6章 市町村の国民健康保険事業運営の広域化・効率化に関する事項

保険者事務の共同実施に向けた取組、医療費適正化の共同実施に向けた取組  
収納対策の共同実施に向けた取組、保健事業の共同実施に向けた取組 など

### 第7章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連 施策との連携に関する事項

秋田県医療保健福祉計画との連携、秋田県地域医療構想との連携  
国保データベースシステムの活用による関連施策等との連携 など

### 第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整 その他県が必要と認める事項に関する事項

秋田県国民健康保険運営方針の見直し等、秋田県国民健康保険運営協議会  
における審議、国民健康保険保険給付費等交付金の交付事務等 など

# 秋田県内就職者向け奨学金返還助成

募集要項を公開しました！  
平成29年4月から受付開始！

3年間で…  
**最大60万円**助成！

**ポイント**

- (1) ①民間企業就職者のほぼ全員が対象の「一般分(助成率2/3)」、  
②成長産業5分野に就職する大卒者等が対象の「未来創生分(助成率10/10)」  
の2種類を用意！！
- (2) 募集人数の制限がありません！要件を満たす方は、全て助成対象です！！
- (3) 正規雇用の方に限りません！また、中途退学された方も対象です！！
- (4) 新卒者の方はもちろん、一定の要件を満たす既卒者の方も対象です！！

**注意**

- 次のいずれかに該当する方は、助成を受けることができません。
- (1) 助成対象となる奨学金の貸与期間が、通算して2年未満の方
  - (2) 公務員、独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人に正規雇用されている方
  - (3) 秋田県外に本社がある企業等に雇用されている方で、主要な勤務地が秋田県内となっていない方(いわゆる「転勤族」の方)

## 1 助成を受ける要件 (次に掲げる、全ての要件を満たす必要があります)

(平成29年度の新卒県内就職者の例)

助成の要件	要件の詳細
1 対象となる奨学金の貸与を受けていること	(1) 日本学生支援機構の奨学金【第1種、第2種】 (2) 秋田県育英会の奨学金【大学月額、高等学校等、多子世帯向け】 (3) 県内市町村奨学金 等
2 秋田県内に、定住の意思を持って居住していること	平成29年4月1日以降に、県内居住していること(既卒者は※1を参照)
3 秋田県内で就労していること	平成29年4月1日以降、次のア)～ウ)のいずれかに該当すること(既卒者は※2を参照) ア) 県内に本社がある企業等に雇用されていること イ) 県外に本社がある企業等に、主な勤務地を県内に定め雇用されていること ウ) 県内で新たに起業し、または農林漁業等に従事していること



**既卒者の場合の要件**

- ※1) 平成28年4月1日以降、秋田県外から県内に転入する、一定の県外居住実績がある方などが対象となります。
- ※2) 平成28年4月1日以降、就労の要件を満たす場合などに対象となります。

## 2 「一般分(助成率2/3)」の助成【「1」の要件を満たす方は、全て対象です】

対象者	助成率	助成金上限額	助成期間
「1 助成を受ける要件」を満たす方	年返還額の2/3	13万3千円(年額)	①奨学金貸与期間が3年を超える場合：3年間(36か月分) ②同2年以上3年以下の場合：2年間(24か月分)

## 3 「未来創生分(助成率10/10)」の助成【「特定業種」認定企業等に就職する、大卒者等が対象です】

対象者	助成率	助成金上限額	助成期間
「一般分」の対象者で、「特定5業種(①航空機、②自動車、③医療福祉機器、④情報、⑤新エネルギー)」について認定を受けた企業等に就職する、次のア)～ウ)のいずれかに該当する方	年返還額の10/10	20万円(年額)	一般分と同じ

- ア) 理系の学科(理学・工学・農学・保健)を修めた大学(短大卒は除きます)・大学院卒業の方  
 イ) 外国語(英語・韓国語・中国語・ロシア語)について、一定の資格等を有する大学(短大卒は除きます)・大学院卒業の方  
 ウ) 「工業」に属する学科を修めた高等専門学校卒業の方

## 4 応募の方法

次の書類を、秋田県人口問題対策課 県内就職者奨学金返還助成担当あて、郵送または持参により提出してください。申請の受付期間は、平成29年4月から平成30年3月末日までです。

「一般分」添付資料	「未来創生分」添付資料
(1)助成対象者認定申請書 (2)就労を証明できる資料 (3)住民票 (4)奨学金の名称、貸与金額、貸与期間、返還金額、返還計画、返還実績、返還残額を証明できる書類 (5)奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書	【大学等の理系学科卒】 ◆大学等の理系学科卒業を証明できる書類
	【外国語資格等】 ◆外国語資格・点数を証明できる書類
	【高等専門学校の工業学科卒】 ◆高等専門学校の工業学科卒業を証明できる書類

詳細は、募集要項や秋田県就活情報サイト「KocchAke(こっちゃけ)！」の奨学金返還助成制度特設ページからご覧ください！

秋田さ 来てくれ!



©2015秋田県んだっチH280067 A

【申請書類の送付・持参先、お問い合わせ先】

〒010-8570 秋田市山王4-1-1 人口問題対策課 奨学金返還助成担当

ハロー！みな来い！

電話 018-860-3751/FAX 018-860-3871/MAIL jinkou@pref.akita.lg.jp

◆募集要項や詳しい情報は、秋田県就活情報サイト「KocchAke(こっちゃけ)！」からご覧ください！！

秋田で暮らそう、働こう！  
KocchAke! こっちゃけ!  
秋田県就活情報サイト



◆「県内就職希望登録」をしていただいた方に、情報配信を行います！  
ぜひ登録をお願いします！

美の国あきたネット  
県内就職希望登録



## 「NHK連続テレビドラマ」秋田県誘致推進協議会（仮称）の設立について

平成28年11月21日  
秋田県観光文化スポーツ部

- 1 趣旨  
県内への観光誘客促進をはじめ、大きな経済効果が期待できる「NHK連続テレビドラマ」の誘致を全県一丸となっていく。
- 2 会員（案）  
県、市町村、経済団体等 計 約40団体
- 3 役員（案）  
会 長 秋田県知事  
副会長 秋田県市長会会長、秋田県町村会会長、秋田県商工会議所連合会会長、  
（6名） 秋田県商工会連合会会長、秋田県中小企業団体中央会会長、  
（一社）秋田県観光連盟会長
- 4 事務局（案）  
秋田県観光文化スポーツ部
- 5 設立時期（予定）  
平成28年12月21日（水）午後
- 6 要望活動（予定）  
年明けにNHK（東京渋谷）を訪問し、一回目の要望活動を行う。
- 7 会費・負担金等  
会費や負担金は徴収しない。

## 【参考】

NHK連続テレビ小説（朝ドラ）のこれまでの題材

## ①秋田県題材作品

- 第17作（昭和51年度前期）「雲のじゅうたん」
- 第27作（昭和56年度前期）「まんさくの花」

## ②近年と今後の作品

- 第93作（平成27年度後期）「あさが来た」
- 第94作（平成28年度前期）「とと姉ちゃん」
- 第95作（ " 後期）「べっぴんさん」（放送中）
- 第96作（平成29年度前期）「ひよっこ」
- 第97作（ " 後期）「わろてんか」

※ 第98作（平成30年度前期）以降の早期の誘致を目指す。

# NHK連続テレビ小説の誘致

## NHK連続テレビ小説

### 「雲のじゅうたん」

放送：1976(昭和51)年4月5日～10月2日

平均視聴率40.1% 最高視聴率48.7%

大正から昭和にかけて秋田と東京を舞台に、「鳥のように自由に飛びたい」という夢を追いかけ飛行士になった真琴(浅茅陽子)の波乱に富んだ半生を明るいタッチで描く。ベテラン女優・田中絹代がナレーションを担当した。浅茅のおおらかな演技と、父親を演じる中条静夫の頑固おやじぶりが人気を呼んだ。ヒロイン像は、「翔んでる女」が流行語となる世相を反映していた。



### 「まんさくの花」

放送：1981(昭和56)年4月6日～10月3日

平均視聴率37.1% 最高視聴率42.4%

秋田県横手市に育った芸大(油絵)志望の女子高生・祐子(中村明美)が、受験失敗、浪人生活、アルバイト、就職、失恋など、数多くの体験を通して明るくたくましく成長していく2年間を描く。暗くなりがちな内容を、おっちょこちょい役に倍賞千恵子を配し、家庭生活の機微を描きつつ、ユーモアを交えて明るく見せている。ヒロインは最後まで結婚しない。



秋田を舞台とした映画・ドラマはいくつかあるが、NHKに関しては長らく映像化が遠のいている。

全県一丸となった連ドラ誘致推進組織を立ち上げ、誘致活動を強力に展開。

早ければ、平成30年度放映の連ドラ誘致を目指す。

平成28年11月21日  
ねんりんピック推進室

## 県民総参加によるねんりんピック秋田2017の開催

ねんりんピック秋田2017  
大会PRキャラクター

「んだッチ」



©2015秋田県んだッチ

### <第30回全国健康福祉祭(ねんりんピック秋田2017)>

会期:平成29年9月9日(土)~12日(火)

○選手・役員:約1万人(47都道府県+20政令指定都市)

○参加予定人員:延べ約40万人(観客含む)

○交流大会種目:26種目(過去最多タイ)



H27山口大会総合開会式会場ふれあい広場の様子

### ※先催大会データ

延べ参加者数 H26栃木大会:413,300人 H27山口大会:546,400人

経済波及効果 H26栃木大会:88億3千万円 H27山口大会:93億5千7百万円

### ◆県民総参加に向けた県の取組(市町村関連)

総合開会式会場ふれあい広場  
市町村PRコーナー

地域文化伝承館  
全市町村老人クラブの発表・展示

イベント会場(なかいち)  
ふれあい広場での伝統芸能等の発表

県内の魅力ある観光情報の発信

広報キャラバン隊  
全市町村訪問しての盛り上げ

弁当献立の県内食材利用

# 平成30年産以降の米生産に係る取組

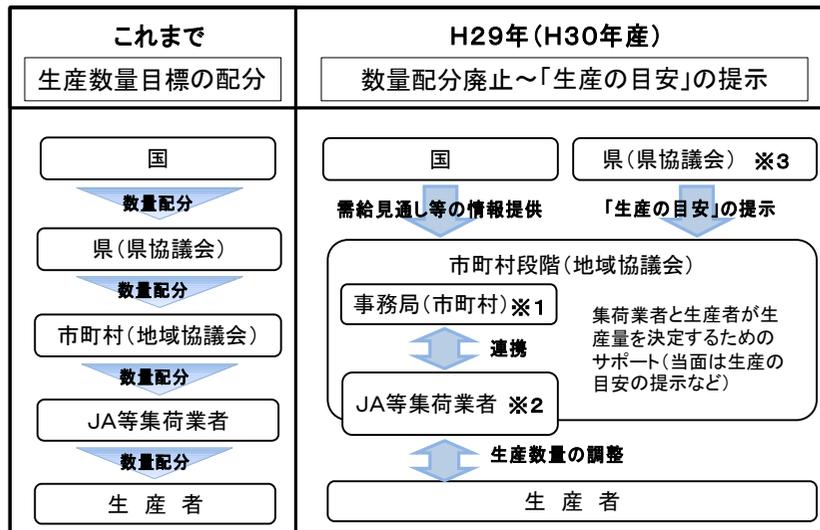
～生産数量目標の配分廃止後における需要に応じた米生産のイメージ～

平成28年11月  
秋田県農林水産部

## 基本的な考え方

- 農業者やJA等が、需要を見極めた上で、それぞれの経営判断や販売戦略に基づき、次年度の作付や生産量を決定。
- 県段階（県農業再生協議会）では、県産米の在庫や売れ行き等を踏まえ、一般の作物と同様に、生産振興の考え方や「生産の目安」を提示（配分はしない）。
- 市町村段階（地域農業再生協議会）では、県段階の「生産の目安」等を基に、主体的に需要に応じた米生産を実施。
- 国においては、飼料用米への助成など水田活用の直接支払交付金の継続、ナラシ対策の見直しや収入保険制度の創設などセーフティネットの充実を図ることが重要。

## 平成30年産以降の米生産フロー



- ※1 市町村段階においては、需要に応じた生産をめざし、
- ・ 売り先を確保した上での米づくりを推進するよう生産者、集荷業者に対して指導するとともに
  - ・ 必要に応じて、当面は、集荷業者と連携し、生産者に地域全体の生産数量の目安を提示する。
- ※2 JA等の集荷業者においては、
- ・ 自らの努力により新たな販路開拓や契約栽培の拡大など、実需と結びついた販売を強化し
  - ・ 確実に売り切ることができる数量を生産者や市町村と共有した上で作付計画を作成する。
- ※3 県（県協議会）では、「生産の目安」の提示に加えて、
- ・ 県産米の売れ行き状況等の情報提供や、市場情報の見方等に関する勉強会の開催や
  - ・ 平成30年産以降を見据え、「販売を起点とした米づくり」の方向を定めた「米の生産・販売戦略」の策定・明示に取り組む。

## 市町村段階での「生産の目安」を示す場合の算定方法の例

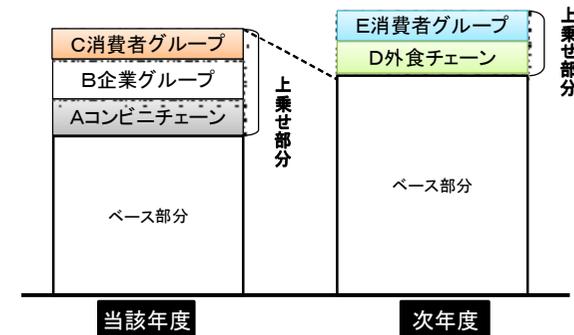
※必要に応じて以下の算定方法を参考に「生産の目安」を提示

### 〈ベース部分〉

県段階の「生産の目安」を参考に、水稻作付面積割合やこれまでの市町村への配分率を基にベース部分を算出

### 〈上乗部分〉

ベース部分に、当該年度に新たに実需と結びついた生産量を別枠として上乗せ



## 実需と結びついた生産量の例

- ・ 中食・外食との契約に基づいた業務用向け数量  
コンビニ、外食チェーンなどの播種前契約・複数年契約等
- ・ 特定需要向けの数量  
多収米、低アレルゲン米、低アミロース米、巨大胚芽米、有色素米や香り米等の新形質米
- ・ 特別な栽培法に基づいた数量  
消費者グループ、企業等の独自基準に基づき栽培される米
- ・ その他、種子、酒造好適米、学校給食用、ふるさと納税返礼品用 など

## 【報告事項】台風10号等を踏まえた緊急的な対応について

平成28年11月21日  
建設部

## 1. 概要

昨年9月の関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会再構築ビジョン」を同年12月に策定した。これに基づき今春、国管理河川を対象として、沿川市町村、県、気象台および国土交通省で構成する「大規模氾濫時の減災対策協議会」が県内3地域で設立され、同協議会において減災に関するハード・ソフト対策を一体的に進めている。

このような中、本年8月末に発生した台風10号等による豪雨災害では、岩手県岩泉町の小本川など中小河川においても甚大な被害が発生し、避難に関わる課題が浮き彫りになった。そのため、当面の緊急的な対応として全国の都道府県管理河川において以下の取組を行うこととなった。

## 2. 取組内容

## (1) 県内要配慮者利用施設への説明会の開催（主催：東北地方整備局および県）

- ・対象は県内全ての要配慮者利用施設の管理者および市町村担当者
- ・水害・土砂災害時に適切な避難行動が取られるよう管理者の理解を深めることを目的
- ・開催にあたっては健康福祉部等関係機関と連携

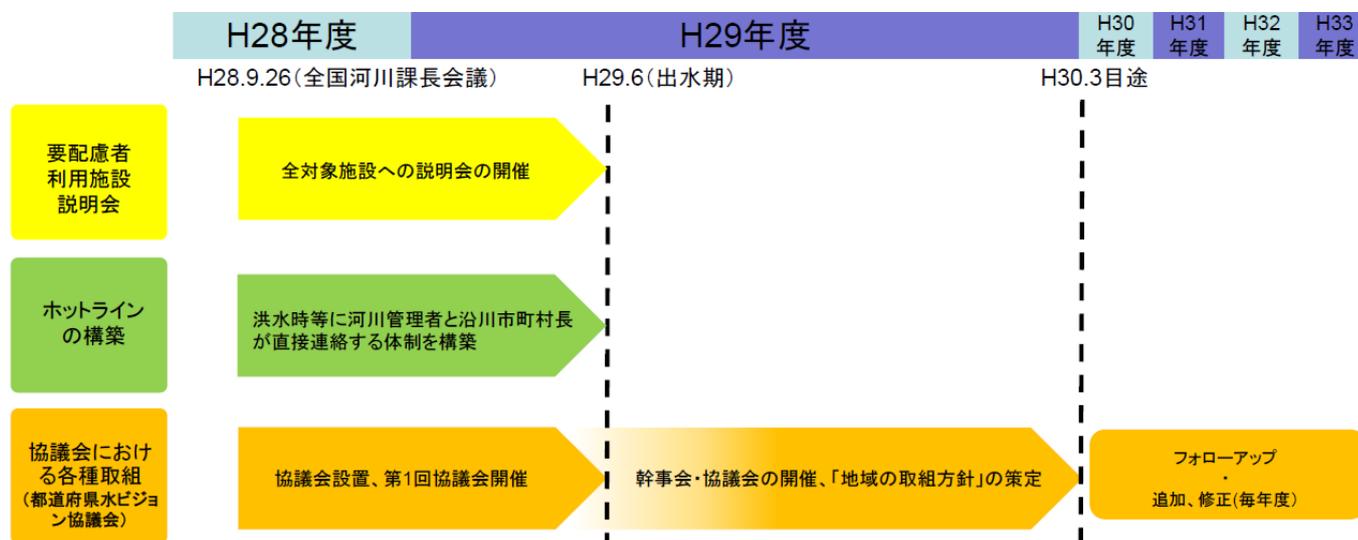
## (2) ホットラインの構築

- ・県管理河川について、洪水時等に県から沿川市町村長へ直接連絡する体制を構築
- ・体制構築に先立ち国土交通省においてガイドラインを作成予定

## (3) 協議会における各種取組

- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を県管理河川にも拡大
- ・協議会の構成員は、県および市町村を基本
- ・現状の水害リスク情報や取組状況の共有、「地域の取組方針」の策定等

## 3. スケジュール



**【報告事項】 木造住宅の耐震化促進について**

平成 2 8 年 1 1 月 2 1 日  
建 設 部

**1. 秋田県における住宅耐震化の現状**

旧耐震基準（昭和 5 6 年以前）の木造住宅の耐震化促進に向けて、秋田県耐震改修促進計画に基づき、平成 2 0 年度から市町村が実施する住宅の耐震診断及び耐震改修補助事業に対し、県も支援を行っているが、実際の費用負担に対する補助額が少ないこと等から利用実績が伸び悩んでいる。

平成 2 5 年 1 0 月時点における秋田県の持ち家の耐震診断実施率は全国最下位、住宅耐震化率は 6 9. 3 %（全国第 4 6 位）と、全国的にも大きく遅れている。

このような中、「熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会」の報告書において、旧耐震基準による木造の建築物（1, 9 5 5 棟）の約 4 6 %が大破・倒壊したと報告され、旧耐震基準による木造住宅の被害率が顕著とされた。本県においても、木造住宅の耐震化促進に向け、支援手法等における課題を整理し、早期解消する必要がある。

**2. 住宅耐震化にかかる喫緊の課題**

**(1) 県内全市町村における耐震改修促進計画の策定**

市町村耐震改修促進計画に基づく住宅耐震化にかかる取組に対し、県も国と協調して支援する。一方、平成 2 8 年 1 0 月現在、市町村耐震改修促進計画の策定は 1 7 市町村にとどまり、住宅耐震化にかかる目標設定、支援措置の整備がなされておらず、未策定市町村による計画策定が必要である。

**(2) 県内全市町村における住宅耐震化支援制度の整備**

住宅耐震化にかかる補助制度の創設は県内 1 6 市町のみにとどまり、県民による住宅耐震化への支援状況について不公平感が生じており、全市町村による補助制度の整備が必要である。

**(3) 木造住宅耐震診断支援の手法について**

耐震診断実施率の向上により、住宅耐震改修へのステップアップを促し、住宅耐震化を加速させるため、住宅耐震診断にかかる新たな支援手法の検討が必要である。

住宅耐震診断にかかる住宅所有者の診断費用等の負担軽減を図るため、県・市町村・建築設計関係団体の連携により、診断費用の定額化や市町村による耐震診断士（建築士）の派遣など、支援手法を検討する。

**県内市町村による住宅耐震診断補助事業（平成 20 年度～）**  
市町村が住宅耐震費用へ補助、県も国と協調し支援

耐震診断費用 ￥130, 000			
市町村補助 ￥30, 000（補助限度額）			住宅所有者 負担
国補助 (1/2)	県補助 (1/4)	市町村負担 (1/4)	
￥15, 000	￥7, 500	￥7, 500	
			￥100, 000

- 耐震診断費用：市町村補助要綱における耐震診断費用想定額
- 国：市町村補助額の 1/2（住宅・建築物安全ストック形成事業）
- 県：国補助の 1/2

**【耐震診断の実施率が低い要因】**

- **耐震診断にかかる手続きが煩雑**  
住宅所有者が耐震診断士を選定・契約  
市町村に補助を申込み

**【所有者】** 誰に頼めばいいか？  
耐震診断の契約額は？  
実際の自己負担額は？

- **補助額が少なく自己負担が大きい**

↓

**耐震診断を断念**

## 県警察の重点取組事項に関する協力依頼について

平成28年11月21日

秋田県警察本部

協力依頼要旨	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設への交番・駐在所設置に関する情報提供依頼について 経費削減、ワンストップサービスの導入によるサービス向上に資するため、交番等の改築に際して公共施設への設置を検討するための情報提供を依頼する。</li> <li>2 公衆無線LAN (Wi-Fi) のセキュリティ対策の推進について 自治体整備による公衆無線LAN (Wi-Fi) のセキュリティ対策の強化について協力を依頼する。</li> <li>3 防犯カメラの設置促進について 市町村による街頭防犯カメラの継続的な設置について協力を依頼する。</li> </ol>
協力依頼内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共施設への交番・駐在所設置に関する情報提供依頼について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現状 県内にある147か所の交番と駐在所のうち約25パーセントが耐用年数を超え、改築が必要な建物が少なくない。また、財政的事情により、平成23年からの5年間で改築したのは11か所にとどまっている。このペースで改築した場合、一つの建物を平均で約67年間使用することとなり、地域の安全拠点である交番等の安全性に齟齬を来すおそれがある。</li> <li>(2) 協力依頼事項 こうした現状を踏まえ、リフォームによる耐用年数の延伸も検討しているところであるが、公共施設内に交番等を設置することができれば、改築の経費を大幅に削減できるほか、ワンストップサービスの導入による住民サービスの向上等にも資することから、県と市町村の協働による公共施設への交番等の設置について検討するための情報提供をお願いする。</li> </ol> </li> <li>2 公衆無線LAN (Wi-Fi) のセキュリティ対策の推進について <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 現状 全国的に地方公共団体、民間事業者等により、観光地、防災拠点等において公衆無線LANの整備が進められているが、これらの中にはセキュリティ対策がとられていないものが多く存在しており、利用者の個人情報盗み取られるおそれがあるほか、犯罪に利用された場合、捜査に支障を来し被害の回復が困難になるとともに、連続犯行に発展する可能性が高くなることが懸念されている。</li> <li>(2) 協力依頼事項 平成27年9月4日に閣議決定された我が国の「サイバーセキュリティ戦略」において、インターネットの利便性のみならずサイバーセキュリティの観点からも十分な取組がなされるよう示され、公衆無線LANにおける利用者認証システムの導入や通信記録の保存等のセキュリティ対策が推奨されている。市町村において公衆無線LANを整備する際には、こうしたセキュリティ対策を徹底していただきたい。また、セキュリティ対策と併せ、公衆無線LANのアクセスポイントに犯罪抑止効果の高い防犯カメラを設置することについても協力願う。</li> </ol> </li> </ol>

### 3 防犯カメラの設置促進について

#### (1) 現状

県警察では、県内に設置されている防犯カメラ約17,000台を把握しているが、このうちの約9割が店舗等の屋内に設置されたものであり、街頭の防犯カメラが少ない状況にある。

こうした状況に鑑み、県警察による防犯カメラの設置を促進するとともに、市町村に防犯カメラの設置を依頼したところ、平成27、28年度の2年間で県警察による設置が56台、市町村による設置が66台となっているほか、自治体の補助金を活用しながら防犯カメラを設置する商店街も出てくるなど、一定の成果が現れている。

#### (2) 協力依頼事項

しかし、県内の街頭防犯カメラは総体的に少ない状況にあるほか、警察による防犯カメラの設置は基本的に犯罪が多発する地域に限定されることから、犯罪が多発していなくても設置の必要性が高いと認められる駅や学校の周辺、通学路等にまで設置が及んでいない。

こうした状況を踏まえ、今後も市町村と警察署の連携により、継続的に街頭防犯カメラを設置することについて協力願う。

## 秋田県・市町村協働政策会議総会における協議結果のフォローアップについて

平成28年11月21日  
企画振興部

平成28年5月23日（月）に開催されたこの会議において県から提案をした事項について、現在、次のような取組を進めている。

## 2 県提案事項について

	県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
①	<p>自治体情報セキュリティクラウドの共同運営について</p> <p>マイナンバー制度施行に伴い、より高度な情報セキュリティ対策が必要となることから、県が構築中の「自治体情報セキュリティクラウド」（以下セキュリティクラウドという。）の運営について、運営主体、監視体制、運営経費及び各自治体の負担金額等に関し、県と市町村で協議・合意のうえ、セキュリティクラウド完成までに決定する必要がある。</p>	<p>県が構築中の「セキュリティクラウド」について、運営主体、監視体制、運営経費及び各自治体の負担金額等に関し、県と市町村で協議・合意のうえ、共同運営を行う。</p>	<p><b>【担当：企画振興部】</b></p> <p>平成28年7月12日に開催した「秋田県電子自治体運営協議会総会」において、「セキュリティクラウド」の共同運営に向けた協議を開始し、7月26日及び10月17日に、運営主体、監視体制、運営経費、負担金等について、協議を行った。</p> <p>これまでの協議においては、運営主体は県、運営経費の負担割合は県と市町村が各1/2を負担することとし、各市町村の負担割合については、現在調整を行っているところである。今月下旬に開催予定の同協議会総会において、基本協定の原案をとりまとめる予定である。</p>

平成28年5月23日（月）に開催されたこの会議において県から提案をした事項について、現在、次のような取組を進めている。

## 2 県提案事項について

県の提案	協議結果等	現在の取組状況（予定）
<p>② 奥羽、羽越新幹線整備促進期成同盟会（仮称）の設立について</p> <p>奥羽、羽越新幹線の整備促進に向け、市町村、関係団体等との意識共有を図りながら、活動推進の体制づくり等を進め、整備促進に向けた機運を醸成するため、県内の市町村、議会、関係団体等からなる「奥羽、羽越新幹線整備促進期成同盟会（仮称）」を設立する。</p>	<p>県内の市町村、議会、関係団体等からなる「奥羽、羽越新幹線整備促進期成同盟会（仮称）」を設立し、奥羽、羽越新幹線の整備促進に向けた取組みを推進する。</p>	<p><b>【担当：観光文化スポーツ部】</b></p> <p>今後の活動の推進母体となる「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会（会長：秋田県知事）」を平成28年9月7日設立し、整備促進に向けた決議を行ったほか、同日、記念シンポジウムを開催した。同盟会会員は、秋田県、25市町村、秋田県議会、秋田県市長会、秋田県町村会、秋田県市議会議長会、秋田県町村議会議長会、経済団体等49団体。</p> <p>これまで、普及啓発リーフレットを1万部制作・配布したほか、今後は、国等への要望活動（11月下旬）、沿線県（山形県等）との連携によるシンポジウムを予定しているなど、奥羽、羽越新幹線の整備促進に向けて、官民一体で運動を加速していく。</p>